# 集会アピール

2019 年 5 月 29 日、参議院本会議において「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」が、与野党の賛成多数により可決、成立しました。日本社会の様々な場面においてハラスメントが蔓延する中、連合は、その対策を強化していくための着実な一歩として、同法の成立を評価します。

同法では、職場のパワーハラスメントの防止措置義務やハラスメント全般に関する国、事業主、労働者の責務の法制化などが盛り込まれましたが、ハラスメント行為そのものの禁止は見送られ、また、社外の労働者に対するハラスメントは配慮規定にとどまりました。このように、少なからず前進がはかられたものの、課題も残りました。

連合は、集会の開催や、連合フォーラム議員、関係団体等との連携を通じて世論喚起をはかりつつ、国会対応等の取り組みを進めてきました。国会では、政府案に対して、野党が足らざる内容を中心に「『セクハラ』禁止法案」、「『セクハラ』・『マタハラ』に係る均等法改正法案」等４つの法案を提出したことで論点がより明確となりました。結果、性的指向・性自認に関するハラスメントがパワーハラスメントの防止措置義務の対象になることも含めて、連合が求めてきた内容が数多く附帯決議に盛り込まれました。各党が持ち味を発揮しつつ、お互いの立場を尊重しながら獲得した意義ある成果を、連合は、今後の労働政策審議会の省令・指針等の議論に活かしていきます。

ハラスメントは、人権に関わる深刻な問題です。行為者がだれであろうと、被害者がだれであろうと、決してあってはならないものです。2019 年 6 月にはスイス・ジュネーブで国際労働機関（ＩＬＯ）第 108 回総会が開かれ、「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約案が採択される見込みです。ハラスメントの根絶を求める動きは、今、世界中でますます大きなうねりになりつつあります。その流れに乗り遅れることは許されません。

政府は、今回成立した法律を背景に、ＩＬＯ条約案への支持を表明するとともに、附帯決議を踏まえ、より実効性を高める省令・指針等を策定すべきです。その上で、条約の批准という次のステージに向けて、残された課題を中心にさらなる法整備を進める必要があります。連合は、ハラスメントのない社会の実現に向けて、引き続き大衆行動等の世論喚起をはかりながら、取り組みを展開していきます。

2019 年 5 月 31 日
連合「国際労働機関（ＩＬＯ）における『仕事の世界における暴力とハラスメント』に関する条約採択等に向けた集会」